

関東信越税理士会 熊谷支部 1月例会次第

日時 平成28年1月14日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-----------------|---|-------------|
| (1) 12月10日(木) | 支部研修会・例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月10日(木) | 忘年会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 1月 5日(火) | 新年挨拶周り・正副支部長会 | 於 | 熊谷税務署他 |
| (4) 1月 7日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (5) 1月 7日(木) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (6) 1月 8日(金) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月 9日(土) | 埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会

日時 1月14日(木)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 1月14日(木)午前10時45分～11時45分
内容 農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官

(3) コールセンター業務事前説明会

日時 1月15日(金)午前9時45分～11時45分
場所 大官法科大学院大学2階講堂

(4) 農業青色申告会との調印式

日時 1月20日(水)午後3時00分～
場所 深谷農協

(5) 四者協議会

日時 1月22日(金)午後4時00分～
場所 熊谷商工会議所2階大ホール

(6) 四者協議会意見交換会

日時 1月22日(金)午後5時00分～
場所 徳樹庵熊谷銀座店

(7) 電子申告パソコン操作研修会

日時 1月25日(月)午後1時30分～
場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(8) 正副支部長・署との協議会

日時 1月28日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 1月28日(木)午後4時45分～
場所 支部事務局

(10) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月28日(木)午後6時40分～
場所 マロウドイン熊谷

(11) 電子申告パソコン操作研修会

日時 2月1日(月)午後1時30分～
場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(12) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月2日(火)午後5時30分～
場所 埼玉グランドホテル深谷

関東信越税理士会
熊谷支部 1月例会次第

日時 平成28年1月14日(木)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-----------------|---|-------------|
| (1) 12月10日(木) | 支部研修会・例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月10日(木) | 忘年会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 1月5日(火) | 新年挨拶周り・正副支部長会 | 於 | 熊谷税務署他 |
| (4) 1月7日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (5) 1月7日(木) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (6) 1月8日(金) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月9日(土) | 埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会

日時 1月14日(木)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 1月14日(木)午前10時45分～11時45分

内容 農業青色申告

講師 熊谷税務署担当官

(3) コールセンター業務事前説明会

日時 1月15日(金)午前9時45分～11時45分

場所 大宮法科大学院大学2階講堂

(4) 農業青色申告会との調印式

日時 1月20日(水)午後3時00分～

場所 深谷農協

(5) 四者協議会

日時 1月22日(金)午後4時00分～

場所 熊谷商工会議所2階大ホール

(6) 四者協議会意見交換会

日時 1月22日(金)午後5時00分～

場所 徳樹庵熊谷銀座店

(7) 電子申告パソコン操作研修会

日時 1月25日(月)午後1時30分～

場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(8) 正副支部長・署との協議会

日時 1月28日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 1月28日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

(10) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月28日(木)午後6時40分～

場所 マロウドイン熊谷

(11) 電子申告パソコン操作研修会

日時 2月1日(月)午後1時30分～

場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(12) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月2日(火)午後5時30分～

場所 埼玉グランドホテル深谷

関東信越税理士会 熊谷支部1月例会次第

日時 平成28年1月14日(木)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| (1) 12月10日(木) | 支部研修会・例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月10日(木) | 忘年会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 1月5日(火) | 新年挨拶周り・正副支部長会 | 於 熊谷税務署他 |
| (4) 1月7日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (5) 1月7日(木) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 埼玉グランドホテル深谷 |
| (6) 1月8日(金) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月9日(土) | 埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会 | 於 マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会

日時 1月14日(木)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 1月14日(木)午前10時45分～11時45分

内容 農業青色申告

講師 熊谷税務署担当官

(3) コールセンター業務事前説明会

日時 1月15日(金)午前9時45分～11時45分

場所 大宮法科大学院大学2階講堂

(4) 農業青色申告会との調印式

日時 1月20日(水)午後3時00分～

場所 深谷農協

(5) 四者協議会

日時 1月22日(金)午後4時00分～

場所 熊谷商工会議所2階大ホール

(6) 四者協議会意見交換会

日時 1月22日(金)午後5時00分～

場所 徳樹庵熊谷銀座店

(7) 電子申告パソコン操作研修会

日時 1月25日(月)午後1時30分～

場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(8) 正副支部長・署との協議会

日時 1月28日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 1月28日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

(10) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月28日(木)午後6時40分～

場所 マロウドイン熊谷

(11) 電子申告パソコン操作研修会

日時 2月1日(月)午後1時30分～

場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(12) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月2日(火)午後5時30分～

場所 埼玉グランドホテル深谷

関東信越税理士会 熊谷支部 1月例会次第

日時 平成28年1月14日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| (1) 12月10日(木) | 支部研修会・例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月10日(木) | 忘年会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 1月 5日(火) | 新年挨拶周り・正副支部長会 | 於 熊谷税務署他 |
| (4) 1月 7日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (5) 1月 7日(木) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 埼玉グランドホテル深谷 |
| (6) 1月 8日(金) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月 9日(土) | 埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会 | 於 マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会

日時 1月14日(木)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 1月14日(木)午前10時45分～11時45分
内容 農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官

(3) コールセンター業務事前説明会

日時 1月15日(金)午前9時45分～11時45分
場所 大宮法科大学院大学2階講堂

(4) 農業青色申告会との調印式

日時 1月20日(水)午後3時00分～
場所 深谷農協

(5) 四者協議会

日時 1月22日(金)午後4時00分～
場所 熊谷商工会議所2階大ホール

(6) 四者協議会意見交換会

日時 1月22日(金)午後5時00分～
場所 徳樹庵熊谷銀座店

(7) 電子申告パソコン操作研修会

日時 1月25日(月)午後1時30分～
場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(8) 正副支部長・署との協議会

日時 1月28日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 1月28日(木)午後4時45分～
場所 支部事務局

(10) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月28日(木)午後6時40分～
場所 マロウドイン熊谷

(11) 電子申告パソコン操作研修会

日時 2月1日(月)午後1時30分～
場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(12) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月2日(火)午後5時30分～
場所 埼玉グランドホテル深谷

関東信越税理士会 熊谷支部1月例会次第

日時 平成28年1月14日(木)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| (1) 12月10日(木) | 支部研修会・例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月10日(木) | 忘年会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 1月5日(火) | 新年挨拶周り・正副支部長会 | 於 熊谷税務署他 |
| (4) 1月7日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (5) 1月7日(木) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 埼玉グランドホテル深谷 |
| (6) 1月8日(金) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月9日(土) | 埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会 | 於 マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会

日時 1月14日(木)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 1月14日(木)午前10時45分～11時45分

内容 農業青色申告

講師 熊谷税務署担当官

(3) コールセンター業務事前説明会

日時 1月15日(金)午前9時45分～11時45分

場所 大宮法科大学院大学2階講堂

(4) 農業青色申告会との調印式

日時 1月20日(水)午後3時00分～

場所 深谷農協

(5) 四者協議会

日時 1月22日(金)午後4時00分～

場所 熊谷商工会議所2階大ホール

(6) 四者協議会意見交換会

日時 1月22日(金)午後5時00分～

場所 徳樹庵熊谷銀座店

(7) 電子申告パソコン操作研修会

日時 1月25日(月)午後1時30分～

場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(8) 正副支部長・署との協議会

日時 1月28日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 1月28日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

(10) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月28日(木)午後6時40分～

場所 マロウドイン熊谷

(11) 電子申告パソコン操作研修会

日時 2月1日(月)午後1時30分～

場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(12) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月2日(火)午後5時30分～

場所 埼玉グランドホテル深谷

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等
退会

龍前篤司(平成27年12月25日 東京税理士会へ転出)

近藤 博(平成27年12月31日 東京税理士会へ転出)

税理士法人解散

税理士法人武蔵経営(平成27年12月2日解散登記)

転入

清水一宏(平成28年1月8日 東京税理士会より転入)

〒360-0843 熊谷市三ヶ尻1667-1

TEL 532-9612

岡田 正(平成28年1月7日 大宮支部より転入)

〒360-0013 熊谷市中西2-7-31 税理士法人武蔵経営 熊谷事務所

TEL 522-0064 FAX 523-8007

変更登録

曾根邦夫(平成27年12月31日変更)

〒360-0853 熊谷市玉井5-54-6

TEL・FAX 532-0463

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月9日(火) 午前9時30分～ 例会・署との協議会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月9日(火) 午後1時00分～5時00分

内容 確定申告期研修

講師 熊谷税務署担当官

単位 4単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成28年1月14日現在)

3月例会	3月25日(金)	午後4時00分～
------	----------	----------

4月例会	4月7日(木)	午前9時30分～
------	---------	----------

5月例会	5月11日(水)	午前9時30分～
------	----------	----------

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域1月例会

平成28年1月14日(木)

会務報告

27. 11. 25(水) 第9回常務理事会 第5回地域長会

(時間・場所) 14:00～ 清水園

(議題) I 審議事項

1 提携希望企業について

ポラテック㈱

2 海外研修旅行について

II 確認事項

1 中間事業報告

2 ミサワホームキャンペーンについて

3 スケジュールについて

4 提携企業との協議会運営について

27. 11. 25(水) 提携企業との協議会

(時間・場所) 15:30～ 清水園

(議題) 1 分科会

(1)現在までの活動状況

(2)その他(要望事項・質問事項)

2 全体会(報告会)

(1)分科会協議事項発表

(2)総括

平成28年1月14日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中村敏行
副支部長 清水茂昭
地域長 天笠裕司
研修部長 福島泰彦

税理士会36時間規定研修

平成27年度熊谷支部確定申告研修会のご案内

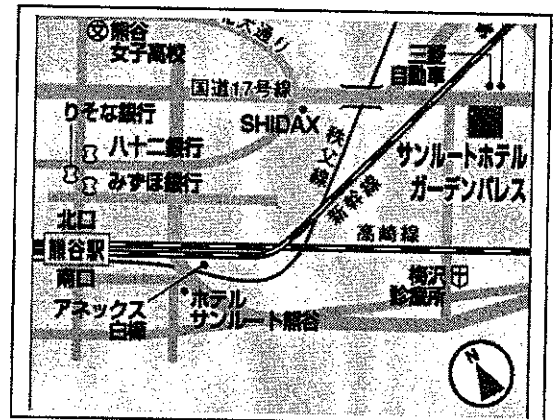
拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 平成28年 2月 9日 (火) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「平成27年度確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
 所得税 消費税
 資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
費用 資料代 会員は無料
 職員は1,000円/1人
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時20分発



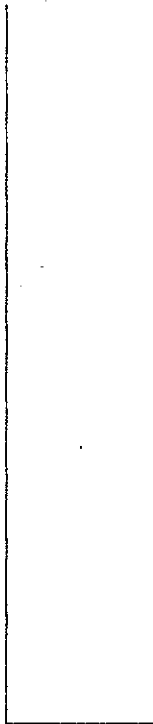
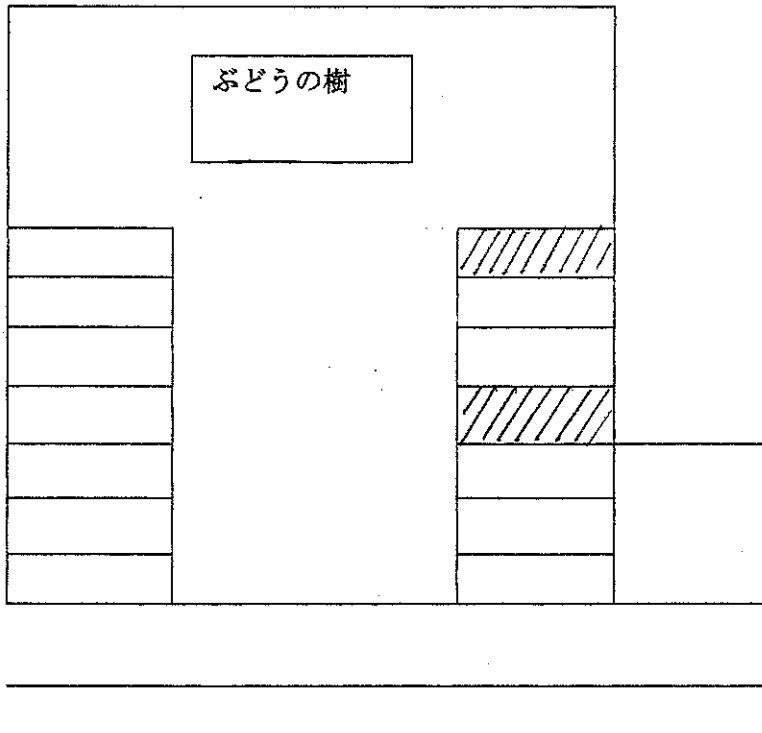
★資料準備の為、1月22日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成28年2月9日の確定申告研修会出席人数

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____



熊谷税務署

* 聖公会教会駐車場の利用場所は上記の 2 台分です。
 * 利用期間は 1 月 1 日から 3 月 31 までです。

P

税理士会熊谷支部

税理士事務所における無料税務相談日程表 28年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		清水 武	2月15日	菅 美子	2月 4日
新井重道	2月 1日	清水茂昭	15日	曾根邦夫	15日
岡本祐一	8日	鈴木 昇	2日	染谷芙美子	15日
荻野八郎	10日	高橋泰三	5日	竹村宗一	8日
木島重雄	1日	高橋勤二	5日	富田秀昭	2日
曾根和也	12日	田代充雄	10日	長谷部信行	4日
納見 宏	2日	中村尚和	3日	長谷部好一	4日
野本年信	1日	能見孟俊	5日	福島泰彦	1日
西田政隆	4日	橋本久夫	5日	堀野富士夫	3日
橋本直樹	15日	前山信一	4日	武藤伸悟	5日
本塚文雄	3日	松本一良	3日	清水一宏	3日
本塚雄一郎	3日	村田克也	8日	南部地区	
吉留良平	4日	山崎造成	12日	伊東修二	2月 2日
渡辺 実	5日	陸名久好	3日	伊藤新吾	3日
渡辺 保	5日	渡邊慶二	1日	大山 進	1日
渡辺雅江	5日	岡田 正	2日	大山 亨	1日
				大久保秀彦	3日
				金井千尋	4日
				川田 茂	5日
				木村和吉	8日
東部地区				栗田篤司	5日
天笠裕司	2月 2日			小山浩志	8日
飯島賢二	3日			林 法政	10日
石井喜浩	4日	西部地区		林 正浩	10日
石川利吉	5日	足立憲夫	2月 5日	原 靖	1日
市原忠男	8日	石澤利一	1日	蛭川俊也	5日
岩井恒夫	10日	江森 武	3日	蛭川高鋭	5日
小野博行	12日	大谷廣安	2日	藤野佳子	12日
椛沢邦夫	4日	大谷宏一	2日	藤野廣治	12日
小島久幸	12日	小野澤克則	8日	水野利男	1日
櫻井則彦	1日	柿沼和歌枝	4日	水野敦史	1日
桜澤 敦	5日	小島周二	10日	森戸 裕	2日
嶋田洋一	10日	柴崎 健	12日	安原 猛	3日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
横室英雄	2月 4日	増田俊樹	2月 3日	土屋政信	2月 4日
吉田福一	1 2日	森田正男	3日	角田房司	5日
		山川宏之	4日	寺山智久	1 5日
		油井豊仁	1 5日	富岡宏之	3日
北部地区		吉田嘉高	8日	中澤仁之	8日
姉崎正一	2月 4日	吉田貴之	8日	中野敦夫	1日
井田幸子	1日			中村久三郎	3日
大島孝夫	3日			中村文男	3日
金谷初雄	1 0日			中村敏行	2日
亀村昌雄	1 0日			西尾裕之	1 2日
金子治夫	2日			根岸文男	1日
神田福男	1日			灰野耕二	1 2日
木本英男	1日			萩原 篤	1日
栗林昭人	2日			濱野高志	1 5日
小田部安彦	4日			福島 昭	3日
小林 勇	1 2日	深谷地区		福島繁夫	3日
小林拓人	3日	相原信夫	2月 2日	本田 章	8日
櫻井富美子	8日	秋池正江	3日	横村メ彦	1 0日
澤田勝利	1 0日	内田守一	4日		
鈴木康夫	1日	大久保匡史	5日		
鈴木雄一	2日	萩野正博	5日		
須永栄子	4日	萩原利彦	1日		
戸井田浩	1日	笠原行男	8日	大里地区	
戸井田利夫	1 0日	金子良光	1 0日	新井政雄	2月 3日
富井晴夫	4日	神山隆夫	1 2日	兼子重雄	1日
長澤久雄	4日	木藤久丹江	1日	相馬広明	2日
中村武司	1日	黒須克仁	1 2日	中澤一雄	5日
萩原直幸	3日	小暮隆史	8日	橋本則彦	1 2日
橋本泰久	1 2日	小林幹夫	4日	小林喜一郎	8日
藤井一雄	1 2日	高岡 洋	2日	小林賢一郎	8日
堀越雄司	3日	高橋 鐵	1 2日	南 絹代	3日
前嶋修身	1 0日	高橋信雄	2日	山本文子	1 0日
前島義邦	5日	武田 哲	4日	吉橋 徹	1 5日
前島義徳	5日	武田匡哉	4日		

日時 平成 28 年 1 月 14 日 (木)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
- 2 税務署長あいさつ
- 3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 確定申告会場設置に伴う署内レイアウトの変更等について (総務課)

1 月 18 日 (月) より署内レイアウトを変更いたします。

申告書は自宅で作成するか、e-Tax を利用していただくようお願いしているところですが、やむを得ない方のために、本年も税務署本館 1 階事務室に申告会場を設置しますので、4 月 8 日 (金) までは、納税窓口や文書提出の窓口が本館 2 階事務室に変更となります。

なお、先生方から一括提出をいただく申告書は、2 月 26 日 (金) までは本館 2 階事務室の管理運営部門の窓口で、2 月 29 日 (月) からは、本館の階段を上がっていただいた所にある小部屋で受付を行う予定です。

例年、期限間際は大変混雑いたしますので、早期提出のご協力をお願いいたします。

- (2) e-Tax の新たな認証方式導入の再検討について (総務課)

別添 1 「平成 28 年度税制改正の大綱 (抄)」 「e-Tax 広報用リーフレット」 参照
e-Tax の普及・定着につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 29 年 1 月に導入を予定していましたが「e-Tax の新たな認証方式（電子証明書や IC カードリーダーライターを利用しない認証方式）」ですが、平成 27 年 12 月 24 日閣議決定された政府税制改正大綱を踏まえ、国税庁からセキュリティ対策等について再検討を行った上で実施する旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

(3) 平成 28 年中に適用される延滞税等の割合について (管理運営部門)

別添 2 「延滞税等特例割合表」参照

別添 3 「延納利子税等特例割合表」参照

平成 28 年中に適用される還付加算金、利子税及び延滞税の割合は、別添 2 及び 3 のとおり確定しましたので、お知らせします。

(4) 確定申告期における期限内納付指導及び振替納税の利用勧奨について (管理運営部門)

別添 4 「納付の期限等のお知らせ」参照

申告所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、別添 4 のとおりです。

期限内納付指導については、確定申告期においても引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、期限内納付には、振替納税が非常に有効であることから、振替納税を利用されていない納税者に対しては、便利で安全な振替納税（口座振替）を勧めていただき、積極的な利用勧奨をお願いします。

また、振替納税を利用されている納税者に対しては、残高不足等で振替不能となった場合には納期限の翌日から延滞税が加算されますので、事前の残高確認をご指導願います。

現金で納付される納税者に対しては、納付書を交付いただき、納期限までに金融機関で納付するようご指導願います。

別添 4 のチラシについては、確定申告関係用紙と共に熊谷支部事務局に備付けをお願いしますので、期限内納付指導及び振替納税の利用勧奨に活用いただきますようお願いいたします。

※ 納期限までに納付できない納税者に対しては、早めに税務署徴収担当に相談するようご指導をお願いします。

※ 消費税及び地方消費税の申告書を提出する際には、消費税納付チェック表を併せて提出いただきますようお願いいたします。

(5) 平成 27 年分所得税及び消費税の確定申告書等の送付について (管理運営部門)

イ プレプリント申告書等同封書類 平成 28 年 1 月 21 日 (木) 発送

ロ お知らせ通知書 平成 28 年 1 月 21 日 (木) 以降 発送

ハ お知らせはがき 平成 28 年 2 月 1 日 (月) 以降 発送

(6) 消費税の滞納の未然防止について (徴収部門)

別添 5 「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」参照

最近の新規滞納発生状況をみますと、特に、消費税中間申告分の滞納の発生が増加しています。

督促状の発付前・後に納付計画等をお伺いすると、「業績不振で納付が困難」といった理由により納付が困難となっている納税者も見受けられます。

ご承知のとおり、「仮決算による中間申告書」を提出することで、関与先の事業実態に合致した納付計画が立てられることもありますので、積極的にご活用いただき、消費税の滞納の未然防止にご協力をお願いいたします。

また、消費税の未然防止に関するリーフレット（別添5「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」）を添付させていただいておりますので、「ダイレクト納付」や「個人事業者の振替納税」の積極的な利用、「任意の中間申告制度」の活用などにつきましてもご利用いただきますよう重ねてお願いいたします。

(7) 社会保障・税番号制度導入後の税理士受託事業による

無料申告相談の実施方法等について（個人課税部門）

別添6「社会保障・税番号制度導入後の税理士受託事業による無料申告相談の実施方法等について」参照

(8) 平成27年分贈与税申告における「特例税率」について（資産課税部門）

別添7「平成27年分の贈与税の申告から特別税率が導入されます」参照

別添8「贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」参照

暦年課税において、平成27年1月1日以降に直系尊属から贈与を受けた場合（贈与を受けた年の1月1日現在において20歳以上の者に限る。）には、「特例税率」を適用して計算することとなります。

「特例税率」の適用を受ける場合で、財産価額から基礎控除を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるときは、申告書のほか戸籍謄本等を提出していただく必要がありますのでご注意願います。

(9) 平成27年分個別評価申出書及び特定路線価設定申出書の提出について

（資産課税部門）

例年2月に提出が集中している状況です。処理に1か月程度要することから、各評定担当署（熊谷署管内は春日部税務署）への早期提出をお願いいたします。

(10) たばこ税手持品課税について

（法人課税部門）

別添9「たばこ税の手持品課税について」参照

平成28年4月1日から、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、「たばこ税」といいます。）の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品の税率が引き上げされることとなりました。

これに伴い、平成28年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者の方に対しまして、たばこ税の「手持品課税」がおこなわれます。

なお、平成27年12月10日（木）たばこ販売業者にたばこ税等の手持品課税納税申告書用紙等853件発送しています。

関与先のたばこ販売業者から相談がありましたらご指導をお願いいたします。

添付書類

- 1 「平成 28 年度税制改正の大綱（抄）」「e-Tax 広報用リーフレット」
- 2 「延滞税等特例割合表」
- 3 「延納利子税等特例割合表」
- 4 「納付の期限等のお知らせ」
- 5 「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」
- 6 「社会保障・税番号制度導入後の税理士受託事業による無料申告相談の実施方法等について」
- 7 「平成 27 年分の贈与税の申告から特別税率が導入されます」
- 8 「贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」
- 9 「たばこ税の手持品課税について」

席上配付資料

- 「納付の期限等のお知らせ」
- 「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」

平成 28 年度 税制改正の大綱（抄）

平成 27 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

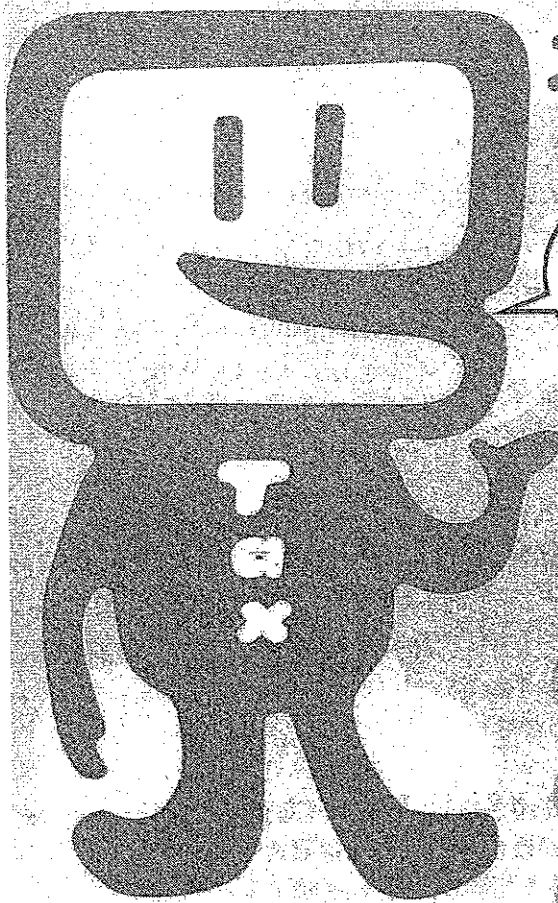
六 納税環境整備

3 マイナンバー記載の対象書類の見直し

（略）

（備考）日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、平成 27 年度税制改正で決定された「e-Tax の新たな認証方式」について、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する。

ネットが便利 申告・納税



e-Taxの利用は
年々増えて
います。

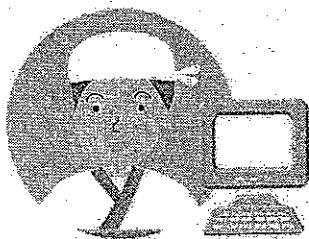
イータックス e-Tax

e-Taxのメリット

- 1 税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができます。
- 2 所得税の確定申告において、添付書類（源泉徴収票や医療費の領収書など）の内容を入力して送信することにより、添付を省略することができます。
- 3 e-Taxで提出された還付申告は、還付金を3週間程度で受け取ることができます。
- 4 確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自動計算機能等により容易かつ正確に申告書を作成することができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

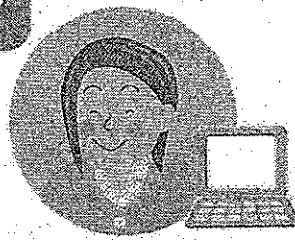
国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

e-Taxの利用イメージ



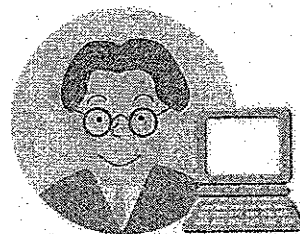
確定申告書等
作成コーナー

所得税・個人消費税及び贈与税の
申告手続



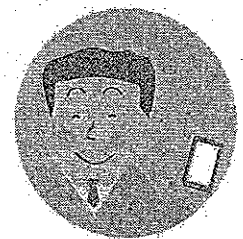
e-Taxソフト

各種申告・申請手続
納付手続



e-Taxソフト(WEB版)

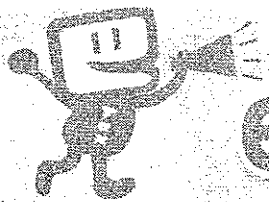
法定調書提出
所得税徴収高計算書提出
納税証明書交付請求
納付手続 など



e-Taxソフト
(スマートフォン版)

納税証明書交付請求
納付手続 など





e-Tax に関するお知らせ

電子証明書やICカードリーダライタを準備する時間がないなあ…



個人利用者
Aさんの場合

平成29年1月以降、個人の利用者については、電子証明書やICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式が導入されます(従来の認証方式も利用することが可能です。)

e-Taxで確定申告書を送信しても、添付書類を別途郵送しなくちゃいけない…
添付書類も送信できればいいのになあ…

現在別途書面で提出していただいている添付書類について、平成28年4月以降はイメージデータ(PDF形式)での提出が可能となります。
※ただし、申告所得税や贈与税などに係る添付書類については、平成29年1月以降に提出可能となります。



税理士
Bさんの場合

法定調書の提出について給与所得の源泉徴収票をe-Taxで送信したいけど、1件1件手入力しないといけないのかな…



法人の経理担当者
Cさんの場合

e-Taxソフト(WEB版)なら、給与ソフトなどで作成されたCSVファイルを読み込む方法により、給与所得の源泉徴収票などを5,000枚(データサイズは最大10MB)までまとめて送信することができます。また、合計表が自動作成され、便利です。

納税証明書を自宅のパソコンからだけでなく、スマートフォンから請求できると便利だなあ…

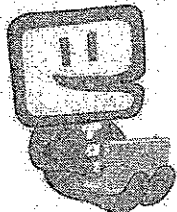


個人利用者
Dさんの場合

平成27年3月から、スマートフォンからでも納税証明書の交付請求が行えるようになりました。
なお、納税証明書の受取は税務署窓口で行っていただく必要があります。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日 8時30分～24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)



※利用可能時間は、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、ご利用前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

▶月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-コクセイ
TEL 0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口(税務相談等を除く。)です。

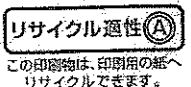
詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)等、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。7

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



延滞税等特例割合表

運付加算金、延滞税および利子税の割合	原則的な割合	判定基準日 基準割引率等※① H11.12.31 以前	特例割合 適用開始															
			H11.11.30	H12.11.30	H13.11.30	H14.11.30	H15.11.30	H16.11.30	H17.11.30	H18.11.30	H19.11.30	H20.11.30	H21.11.30	H22.11.30	H23.11.30	H24.11.30	H25.12.12	H26.12.12
運付加算金	7.3	7.3	4.5	4.5	0.5	0.1	0.4	0.75	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.8	
利子税※②	7.3	7.3	4.5	4.5	4.1	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9	1.8
延滞税	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	9.2	9.1

※① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 利子税について
相続税・贈与税の延滞利子税、相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税は、延滞利子税等特例割合表による。

延納利子税等特例割合表

例) H13.05.01以降に延納期間が始まる下記の延納利子税率は2.0%です。適用する利子税等は分納期間が始まる日で判断する。(延納特例日で判断しない。)

Table with columns: 延納利子税割合, 延納期間, 延納開始, 延納終了, etc. Rows include categories like 不動産等, 借入金, 借入金, 借入金, etc. Includes a '特例割合適用開始' column at the top.

※① 基準割引率等については平成25年又は平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 平成26年1月1日を含む分納期間における経過措置については、平成26年12月31日以前に開始した分納期間で、当該分納期間のうちに平成26年1月1日以後の期間については、改正法施行後の特例割合を適用して延納利子税を計算し、平成25年12月31日以前の特例基準割合(4.3%)に対応した割合により延納利子税を計算する。

納付の期限等のお知らせ

平成27年分

確定申告

申告所得税及び
復興特別所得税

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

納付の期限
(納期限)

平成28年

3/15

火

平成28年

3/31

木

振替日

(振替納税をご利用の場合)

平成28年

4/20

水

平成28年

4/25

月

納付額のメモにご利用ください…

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成28年5月31日(火)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※ 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

● 振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

● 振替納税を利用されていない方へ

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。*金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。裏面の「電子納税のご案内」をご覧ください。

なお、納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

振替納税のご案内

納税には

便利で安全な振替納税(口座振替)

.....をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、継続して利用できます。
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。)

【提出書類】

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。)
用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。
また、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることもできます。

【提出期限】

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

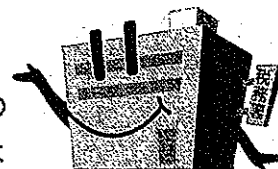
平成27年分確定申告
から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税▶ 平成28年3月15日
消費税及び地方消費税(個人事業者)▶ 平成28年3月31日

【提出場所】

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



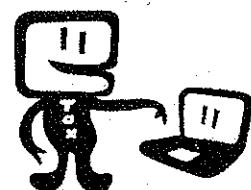
振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。

電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

なお、e-Taxの操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせください。



国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索



国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、8.0%です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)													
	みなし仕入率	売上に対する納税額の目安率	年間課税売上高	年間積立目安月額	年間課税売上高	年間積立目安月額	年間課税売上高	年間積立目安月額	年間課税売上高	年間積立目安月額	年間課税売上高	年間積立目安月額												
みなし仕入率	90%				80%				70%				60%					50%						40%
売上に対する納税額の目安率	0.8%				1.6%				2.4%				3.2%					4.0%						4.8%
年間課税売上高	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0	56	4.7	64	5.4	72	6.0	80	6.7	88	7.5	96
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0	84	7.0	96	8.0	108	9.0	120	10.0	132	11.0	144
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0	112	9.3	128	10.7	144	12.0	160	13.3	176	14.7	192
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0	140	11.6	160	13.3	180	15.0	200	16.7	220	18.3	240
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0	168	12.0	192	14.0	216	16.0	240	18.0	264	20.0	288

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。
 ※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。
 (注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》		➡	《届出あり》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数		直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし		48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

社会保障・税番号制度導入後の税理士受託事業による
無料申告相談の実施方法等について

1 基本的な考え方

社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」といいます。）導入後の税理士受託事業による無料申告相談（以下、「無料相談」といいます。）の実施に当たっては、「行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）の規定を踏まえ、対応することとなります。

(1) 無料相談における個人番号の記載指導等

無料相談において作成された申告書等の個人番号に係る本人確認の主体は、国税当局にあることから、従事税理士は、提出態様別に応じて個人番号の記載指導及び本人確認書類の写しの添付指導をお願いいたします。

なお、従事税理士がe-Tax代理送信により申告書等を提出する場合には、e-Tax送信の手続の過程で代理人である税理士の本人確認が可能であり、納税者から本人確認書類の写し等を税務署に提出する必要はありません。

(2) 従事税理士等による納税者の特定個人情報の取扱いについて

無料相談の受託者及び従事税理士（以下、併せて「従事税理士等」といいます。）は、無料相談における申告の相談等の場面で納税者の個人番号が記載された申告書（データ）等（以下、「特定個人情報」といいます。）を取り扱うこととなります。

そのため、今後、無料相談における申告の相談等の場面で特定個人情報を取り扱う場合には、番号法第19条第5号の規定に基づき、従事税理士と納税者間で取扱いに関する委託の事実を書面により明らかにする必要があることから、無料相談に来場する納税者に別紙1「特定個人情報の取扱いに係る同意書（以下、「同意書」といいます。）（無料相談用）」の提出を求めています。

なお、同意書の作成の要否及び特定個人情報の取扱いに関する責任の範囲は、参考「税務支援における対応（態様別）」のとおりです。

(3) 支部無料相談会場における対応

税務職員が従事せず、税理士会支部のみで運営している無料相談の会場（以下、「支部無料相談会場」といいます。）においては、申告書等の作成指導のほか、申告書等を含む税務関係書類を預かり税務署へ提出する（以下、「仮収受」といいます。）こととなるため、別紙2「同意書（支部無料相談会場用）」の提出を求めることとします。

なお、当該様式に特定個人情報の取扱いに関する同意事項を盛り込んだ別紙3「受付票（無料相談（受付票兼用）」を使用することとしても差し支えありません。

2 平成 27 年分の無料相談における対応

平成 27 年分の確定申告書には、個人番号の記載は要しませんが、申請・届出書等については、個人番号を記載しなければなりませんので、平成 27 年分の無料相談の実施に当たっては、次のとおり対応することとします。

(1) 申請・届出書等に係る相談等を行う納税者への対応

申請・届出書等の記載指導を行う場合には、個人番号の記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となること及び平成 28 年分以降の確定申告書にも個人番号の記載が必要となることを納税者に対し、説明していただき、納税者の態様により、次のとおり対応してください。

イ 個人番号の記載が可能な納税者への対応

(イ) 税務職員が常駐する会場での対応

個人番号の記載が可能な納税者に対しては、別紙 4「同意書（平成 27 年分無料相談用）」の提出を受けた上で、指導を行ってください。

なお、確定申告会場内の無料相談コーナー以外の記載所で記載しても差し支えないこととし、この場合には、同意書の作成は要しません。

また、申請・届出書等の提出に当たっては、提出コーナーにおいて、本人確認書類の提示又は写しを添付し、職員の確認を受けてから提出するよう指導してください。

(ロ) 支部無料相談会場における対応

納税者が本人確認書類の写しを持ち合わせていない場合には、後日、税務署から本人確認書類の提出の求めがあることを説明した上で、仮收受しても差し支えありません。

ロ 個人番号の記載ができない納税者への対応

申請・届出書等に個人番号の記載が必要であることを指導したところで、個人番号の記載のない申請・届出書等をそのまま提出するよう指導してください。

(2) 相談時の安全管理措置について

無料相談における申告書の取扱いに関しては、従来から個人情報の漏えいを防止するための措置を講じているところですが、今後は、取り扱う情報が特定個人情報となることを踏まえ、支部無料相談会場において従事税理士等が申請・届出書等を仮收受する場合は、申請・届出書等の管理及び引継ぎ方法等についての確に協議する必要があります。

(3) 申請・届出書等に係る相談等を行う納税者への対応

同意書は納税者と従事税理士等との間における特定個人情報の取扱いを明らかにするものですから、同意書の原本は、従事税理士等において保管することに留意願います。

特定個人情報の取扱いに関する同意書
(兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会熊谷支部

従事税理士 _____ 殿

《e-Tax で提出する方》

私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の従事税理士に通知するとともに、上記の従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➤ 利用者識別番号 _____

私は、上記の手續に当たり、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

私は、下記の税務書類の作成のための相談等の際し、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

記

平成 _____ 年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

平成 _____ 年分消費税及び地方消費税確定申告書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 印

- ※1 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※2 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

特定個人情報の取扱いに関する同意書
(兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会熊谷支部

従事税理士 _____ 殿

《e-Tax で提出する方》

私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の従事税理士に通知するとともに、上記の従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

> 利用者識別番号 _____

私は、上記の手續に当たり、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会熊谷支部

会場責任者 税理士 _____ 殿

《書面で提出する方》

私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の〇〇税務署への提出について、上記の会場責任者に一任することに同意します。

記

平成 _____ 年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

平成 _____ 年分消費税及び地方消費税確定申告書

平成 _____ 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

- ※1 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※2 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

受付票

(兼特定個人情報等の取扱いに関する同意書)

受付年月日	平成28年 月 日	
納税地 (住所)	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	
申告される方の氏名	フリガナ 漢字	印

申告相談に当たっては、以下の事項をご確認いただき、該当する事項のチェック欄に「✓」を付してください。

関東信越税理士会熊谷支部
従事税理士 _____ 殿

《e-Taxで提出する方》

私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の従事税理士に通知するとともに、上記の従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

> 利用者識別番号 _____

私は、上記の手續に当たり、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会熊谷支部
会場責任者 税理士 _____ 殿

《書面で提出する方》

私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の〇〇税務署への提出について、上記の会場責任者に一任することに同意します。

記

1. _____
2. _____
3. _____

担当税理士記入欄 (該当箇所の口に「✓」を入れてください。)		
所得税	消費税	□ 申請・届出書
□ 電子申告	□ 電子申告	
□ 書面申告	□ 書面申告	
【備考】		

(注) 1 この「受付票」は、受付の整理、税務署との連絡及び特定個人情報等の取扱いに関する同意事項を明らかにするために使用し、その他の目的には使用しません。
 2 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。20
 3 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

特定個人情報の取扱いに関する同意書

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会熊谷支部

従事税理士 _____ 殿

私は、下記の税務書類の作成のための相談等の際し、上記の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

記

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 平成 _____ 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 | |
| <input type="checkbox"/> 個人事業の開業・廃業届出書 | <input type="checkbox"/> 青色申告承認申請書 |
| <input type="checkbox"/> 青色事業専従者給与に関する (届出・変更届出書) | <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 |
| <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 | <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 |
| <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

(裏面をご確認ください。)

※1 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。

※2 関東信越税理士会熊谷支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

税務支援における対応（態様別）

開催場所	態様	職員配置	従事内容	特定個人情報取扱に係る税理士の責任の範囲
受託事業 （作成会場内）	① 事前準備 巡回指導	—	<u>従事税理士が行う業務は事前準備・巡回指導。</u> <u>直接、納税者の個人番号を取り扱う業務は行わない。</u> 本人確認は後続のパソコンコーナーなどで職員が対応。	不要
	② 作コナ PC （個別相談）	—	納税者から「同意書」の提出を受けた上で、 <u>入力指導・作成。</u> 本人確認は会場内の職員等が実施。	申告書等の相談等（送信前まで）
	③ その他 PC （代理送信）	—	納税者から「同意書」の提出を受け、利用者識別番号の使用及び特定個人情報の取扱いに関する同意を得た上で、 <u>納税者の利用者識別番号及び作成税理士の電子証明により代理送信を行う。</u>	申告書等の相談等（送信まで）
	④ 書面	—	納税者から「同意書」の提出を受け、特定個人情報の取扱いに関する同意を得た上で、 <u>申告書に納税者の本人確認書類の写しを添付して提出するよう指導。</u> 本人確認書類の提示による場合には、会場内の職員による本人確認を実施する。	申告書等の相談等 （相談等の終了まで）
	⑤ 作コナ PC （個別相談）	有	納税者から「同意書」の提出を受けた上で、 <u>入力指導・作成。</u> 送信時の本人確認は、会場内の職員等が実施。	申告書等の相談等（送信前まで）
	⑥ その他 PC （代理送信）	無	納税者から「同意書」の提出を受け、利用者識別番号の使用及び特定個人情報の取扱いに関する同意を得た上で、 <u>納税者の利用者識別番号及び作成税理士の電子証明により代理送信を行う。</u>	申告書等の相談等（送信まで）
	⑦ 書面	無	納税者から「同意書」の提出を受け、特定個人情報の取扱いに関する同意を得た上で <u>相談等を実施。</u> 申告書に納税者の本人確認書類の写しを添付した上で提出するよう指導する。 なお、本人確認書類の写しを持ち合わせない納税者に対しては、後日、税務署から本人確認書類の求めがある可能性があることを説明した上で、提出を受けるとしても差し支えない。	申告書等の相談等から税務署（職員）への引き渡しまで

※1 下線が税理士の税務支援業務における対応。

2 本人確認は、いずれの態様においても署職員が実施。

3 独自事業・協議派遣における対応は⑥及び⑦に準ずる（協議派遣については、税理士会と団体が別途協議）。

平成 27 年分の贈与税の申告から特例税率が導入されます！

暦年課税の場合において、平成27年1月1日以降に、直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

- ① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき
- ② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）※が300万円を超えるとき

※ 「一般税率の適用を受ける財産」について配偶者控除の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた金額（課税価格）となります。

（注）「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。



「特例税率」の適用を受ける場合で、基礎控除後の課税価格が300万円を超えるときには、戸籍謄本等を提出する必要があります。

◎ 贈与税の速算表

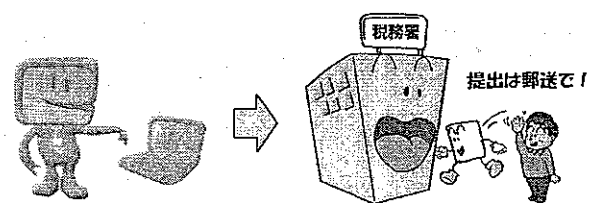
基礎控除後の課税価格	一般税率	控除額	特例税率	控除額
～ 200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 ～ 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 ～ 400万円以下	20%	25万円		
400万円超 ～ 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超 ～ 3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超 ～ 4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超 ～			55%	640万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

$$(\text{贈与を受けた財産の価額} - \text{基礎控除額 (110万円)}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

贈与税の申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書などは、印刷して郵送等により提出できるほか、e-Taxによる提出（事前準備が必要です。）もできます。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書などが作成できます。



平成〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

税務署長

平成 年 月 日 提出

提出用

明治 1
大正 2
昭和 3
平成 4

提出用 住所 (電話) フリガナ 氏名 生年月日 職業

税務署整理欄(記入しないでください) 整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出願年月日 死亡年月日 名簿 財産細目コード 事務処理訂正 関係修正 関係修正枚数

第一表 (平成27年分以降用)

(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

I 特例贈与財産分
I 暦年課税分

特例贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 取得した財産の明細 財産を取得した年月日 財産の価額(単位:円)

II 一般贈与財産分

II 一般贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 取得した財産の明細 財産を取得した年月日 財産の価額(単位:円)

配偶者控除額 (右の事案に該当する場合には、... 租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けず、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けず。)

合計欄 暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) 基礎控除額 ⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥に対する税額 [贈与税の計算表]を適用して計算します。 外国税額の控除額 医療法人持分税額控除額 差引税額 (⑦-⑧-⑨) 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特例贈与と②の第二表の④の金額の合計額) 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特例贈与と②の第二表の④の金額の合計額)

III 合計欄 課税価格の合計額 (①+②+⑩) 差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑭) 農地等納税猶予税額 株式等納税猶予税額 医療法人持分納税猶予税額 申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰) ⑰欄の税額の計算方法等については、申告書第一表(控用)の裏面をご確認ください。 この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 申告期限までに納付すべき税額の増加額

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有 通信日付印 確認者

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

平成27年分以降用

（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	円
基礎控除額	㉒	1,100,000円
㉒の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉓	,000円
㉓に対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉔	円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉓)に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額(㉔)を計算します。

㉑6,000,000円 - ㉒1,100,000円 = ㉓4,900,000円

㉓4,900,000円 × 20% (特例税率) - 300,000円 (控除額) = ㉔680,000円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

● 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㉑	円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㉒	円
基礎控除額	㉓	1,100,000円
㉒及び㉓の控除後の課税価格【㉑-㉒-㉓】	㉔	,000円
㉔に対する税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉕	円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(㉑)から配偶者控除額(㉒)及び基礎控除額(㉓)を控除した課税価格(㉔)に【速算表（一般贈与財産用）】を使用して税額(㉕)を計算します。

㉑14,000,000円 - ㉒10,000,000円 - ㉓1,100,000円 = ㉔2,900,000円

㉔2,900,000円 × 15% (一般税率) - 100,000円 (控除額) = ㉕335,000円

【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

平成27年分以降用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取付した場合用）

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	円
基礎控除額	E	1,100,000円
Dの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	G	円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	I	円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-E)/D】	J	円
税額 (H+I) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額 (G及びH欄の計算)
 $F \times 40\%$ (特例税率) $- 1,900,000$ 円 (控除額) $= G \times 3,660,000$ 円
 $G \times 3,660,000 \times (A / D)$
 $= H \times 1,220,000$ 円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 一般贈与財産に対応する税額 (I及びJ欄の計算)
 $F \times 45\%$ (一般税率) $- 1,750,000$ 円 (控除額) $= I \times 4,505,000$ 円
 $I \times 4,505,000 \times \{(B - E) / D\}$
 $= J \times 3,003,333$ 円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 贈与税額の計算 (K欄の計算)
 $H + J = K \times 4,223,333$ 円

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限り）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください！> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

- 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格*が3,000千円を超えるとき
- *「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した者(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
④の控除後の課税価格 [A-B]	C	4,900,000円
④に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。〕

$$\begin{aligned} & \text{A} 6,000,000\text{円} - \text{B} 1,100,000\text{円} = \text{C} 4,900,000\text{円} \\ & \text{C} 4,900,000\text{円} \times 20\% (\text{特例税率}) - 300,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{D} 680,000\text{円} \end{aligned}$$

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
- ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
④及び⑤の控除後の課税価格 [A-B-C]	D	2,900,000円
④に対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)

〔一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。〕

$$\begin{aligned} & \text{A} 14,000,000\text{円} - \text{B} 10,000,000\text{円} - \text{C} 1,100,000\text{円} \\ & = \text{D} 2,900,000\text{円} \\ & \text{D} 2,900,000\text{円} \times 15\% (\text{一般税率}) - 100,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{E} 335,000\text{円} \end{aligned}$$

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額 [A+B-C]	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
④の控除後の課税価格 [D-E]	F	13,900,000円
④の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 [G×A/D]	H	1,220,000円
④の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 [I×(B-C)/D]	J	3,003,333円
税額 (H+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。〕

(1) 特例贈与財産に対応する税額(H)及び④欄の計算)

$$\begin{aligned} & \text{F} 13,900,000\text{円} \times 40\% (\text{特例税率}) - 1,900,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{G} 3,660,000\text{円} \\ & \text{G} 3,660,000\text{円} \times (\text{A} 5,000,000\text{円} / \text{D} 15,000,000\text{円}) \\ & = \text{H} 1,220,000\text{円} \quad (\text{注}) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。 \end{aligned}$$

(2) 一般贈与財産に対応する税額(I)及び④欄の計算)

$$\begin{aligned} & \text{F} 13,900,000\text{円} \times 45\% (\text{一般税率}) - 1,750,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{I} 4,505,000\text{円} \\ & \text{I} 4,505,000\text{円} \times ((\text{B} 10,000,000\text{円} - \text{C} 0\text{円}) / \text{D} 15,000,000\text{円}) \\ & = \text{J} 3,003,333\text{円} \quad (\text{注}) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。 \end{aligned}$$

(3) 贈与税額の計算(④欄の計算)

$$\text{H} 1,220,000\text{円} + \text{J} 3,003,333\text{円} = \text{K} 4,223,333\text{円}$$

たばこ販売業者の皆様へ

税務署
都道府県
市区町村

たばこ税の手持品課税について

たばこ販売業者の皆様におかれましては、日頃から税務行政に対して、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度のたばこ税関係法令の改正(注)により、平成28年4月1日から、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市区町村たばこ税(以下、これらを総称して「たばこ税」といいます。)の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が引き上げられることとなりました。

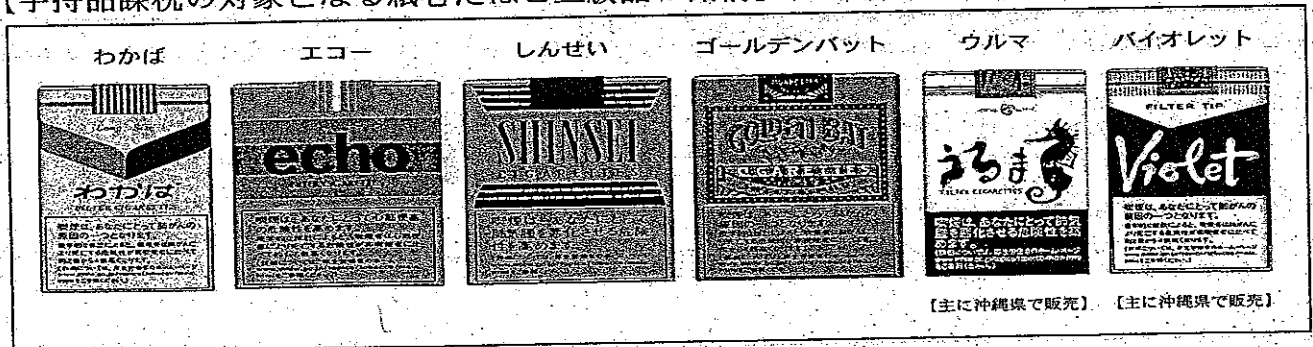
これに伴い、平成28年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者の方に対しまして、たばこ税の「手持品課税」が行われます。

「手持品課税」の対象となるたばこ販売業者の皆様におかれましては、平成28年5月2日(月)までに「手持品課税納税申告書(税務署提出用・都道府県提出用・市区町村提出用)」を一括して所轄の税務署に提出していただき、平成28年9月30日(金)までに税務署・都道府県・市区町村それぞれに納付していただくこととなります。

(注) この改正は、平成28年4月1日から実施されますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、平成28年から平成31年までの4段階に分けて実施されます。

この文書は、平成28年4月1日午前0時現在において実施される「手持品課税」についてご案内するものです。

【手持品課税の対象となる紙巻たばこ三級品の銘柄】



- ◎ 詳細は、同封の「たばこ税手持品課税の手引」をご確認ください。
- ◎ 申告書の提出先は、同封の納付書(税務署用)に記載のある税務署です。
- ◎ たばこ税の手持品課税についてのお問い合わせは、最寄りの税務署まで。

浦和税務署 TEL048-600-5400 川越税務署 TEL049-235-9411 熊谷税務署 TEL048-521-2905
 川口税務署 TEL048-252-5141 西川口税務署 TEL048-253-4061 大宮税務署 TEL048-641-4945
 行田税務署 TEL048-556-2121 秩父税務署 TEL0494-22-4433 所沢税務署 TEL04-2993-9111
 本庄税務署 TEL0495-22-2111 東松山税務署 TEL0493-22-0990 春日部税務署 TEL048-733-2111
 上尾税務署 TEL048-770-1800 越谷税務署 TEL048-965-8111 朝霞税務署 TEL048-467-2211

自動音声でご案内しておりますので、まず「1番」(電話相談センター)を選択し、次に相談内容の音声案内には「5番」(消費税・印紙税・その他の税)を選択してください。

社会保障・税番号制度について

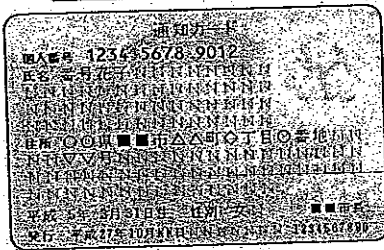
申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります

- 個人の方が税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となるため、本人確認書類を提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

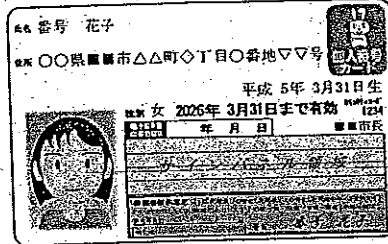
《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）+ 運転免許証、パスポートなど（身元確認）

通知カード（イメージ）

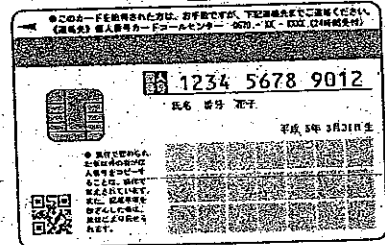


表面



個人番号カード（イメージ）

裏面



(注) 法人が法人番号を記載した申告書等を提出する際は、上記確認書類の提示又は上記確認書類の写しの添付は必要ありません。

社会保障・税番号制度の詳細やお問合せ

【社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せについて】


・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。



(マイナンバー)

【国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報について】

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

納付の期限等のお知らせ

平成27年分

確定申告

納付の期限
(納期限)

振替日

(振替納税をご利用の場合)

**申告所得税及び
復興特別所得税**

平成28年

3/15

火

**消費税及び地方消費税
(個人事業者)**

平成28年

3/31

木

平成28年

4/20

水

平成28年

4/25

月

納付額のメモにご利用ください…▶ 円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成28年5月31日(火)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※ 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

● 振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、**事前に預貯金口座の残高をご確認ください。**

残高不足等で振替ができない場合は、**納期限の翌日から納付日まで延滞税**がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

● 振替納税を利用されていない方へ

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。
※金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。裏面の「電子納税のご案内」をご覧ください。

なお、納期限までに納付がない場合は、**延滞税**がかかりますのでご注意ください。

振替納税のご案内

納税には

便利で安全な振替納税(口座振替)

.....をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、継続して利用できます。
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。)

【提出書類】

「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」(金融機関への届出印の押印が必要です。) 用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。
また、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることもできます。

【提出期限】

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の**納期限**まで

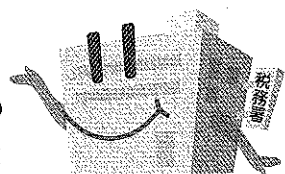
平成27年分確定申告
から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 ▶ 平成28年3月15日
消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ 平成28年3月31日

【提出場所】

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



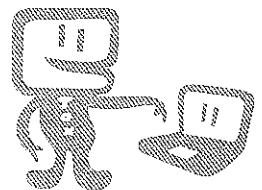
振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。

電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

なお、e-Taxの操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせください。



国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索



国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)				
	みなし仕入率	売上に対する 納税額の目安率	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額			
みなし仕入率	90%	0.8%	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0	
売上に対する 納税額の目安率			16	1.4	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0	56	5.6
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0	84	7.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0	112	10.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0	140	12.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0	168	14.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

(注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》		《届出あり》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数	直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし	48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。